

◆介護等体験に関するQ & A

【大学等担当者向け】

Q 1. 学生の体験日が決定した後に、学生の都合により日程変更を申し出てきました。事務的にはどうすればよいですか？

A. 決定後の日程変更については、原則不可としています。ただし、やむを得ない事情の場合のみ認めることとしていますので、理由を確認してください。確認の結果、やむを得ない事情に該当する場合は、受入施設担当者に日程変更が可能か確認のうえ、日程変更の調整を行ってください。その際、「**介護等体験連絡票**」(参考様式①)をご活用ください。なお、この場合、学生本人が直接施設担当者へ日程変更の調整を行わないようにご指導ください。また、変更後の日程が決まりましたら、「**介護等体験日程変更連絡票**」(様式10)にて、兵庫県社協までご連絡ください。当初の受入施設での日程変更が調整できない場合、兵庫県社協にご相談ください。

Q 2. 集中講義、授業、教職必修科目の履修と学生の体験日が重複してしまいました。どうしたらよいですか？

A. 「介護等体験のためやむをえず講義等を欠席することとなる学生に対しては、レポートによる代替措置を講じるなど履修上の支障が生じないように配慮することについて大学等の側として全学的な対応を行っていただきたいこと。」という文書が文部省(当時)から各大学等へ通知されています(平成12年12月14日付 12教教第10の1号)。教員免許取得のために必須の介護等体験ですので、決定した体験日を優先的に扱っていただくようご配慮をお願いいたします。急遽日程が組まれ、ご質問のような状況になった場合、受入施設の日程が合えば日程変更していただいております。しかし、日程変更は、すでに受入準備を整えている受入施設のみなさまに新たな負荷がかかることを十分にご理解ください。申込時には、できるだけ集中講義等の可能性のある日程を外すなど、ご配慮をお願いいたします。

Q 3. 学生が体験期間中体調を崩し、2日間欠席しました。施設には欠席の連絡はしていますが、体験は必ず5日間を満たすこととあります。どのようにすればよいですか？

A. 体験を終了するには、5日間の体験が必要です。当該学生の受入施設と、代替日の調整をしてください。日程が決まりましたら「**介護等体験日程変更連絡票**」(様式10)にて、兵庫県社協へご連絡ください。もし、当該受入施設での日程の調整がどうしてもつかない場合は、他受入施設での調整をいたしますので、兵庫県社協までご連絡ください。

Q 4. 特別な配慮の必要な学生の申込みは可能ですか？

A. 身体上の障害等により介護等体験を行うことが困難な方（身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級である方）は、介護等体験を受けなくても良いとされています。しかし、介護等体験を受けたいとの希望があれば、本人の身体上の状況および受入施設の状況等を総合的に勘案して調整します。

その際には、「介護等体験総括書」（様式1-①）の特記事項に【特別な配慮が必要な学生あり】と記入していただき、学生氏名と状況の概要をご記入ください。後日、兵庫県社協から大学等へ連絡をし、詳しい状況をお聞きした上で体験施設の調整を行います。

Q 5. 受入施設内で新型コロナウイルス感染症の感染が判明し、介護等体験の再開が見通せない場合、施設を変更することは可能ですか？

A. 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが継続するものと思われます。受入施設内で感染が判明した場合、受入施設と相談し、日程変更の調整を進めていただくようお願いします。

その上で、受入施設において介護等体験の再開が見通せず、日程変更が難しい場合については、速やかに県社協にご連絡ください。別の受入施設を調整し、変更の手続きを進めます。

なお、介護等体験は申込年度内に終了する必要があります。申込年度を越えての日程変更はできませんので、ご注意ください。